

平成30年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の
実施方針について

1 点検・評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果をまとめ、宮崎県議会に提出するとともに、広く県民に公表するものである。

この点検・評価を行うことによって、その結果を今後の教育行政の運営に十分反映させ、施策の推進を図るものである。

項目	内容
教育委員会の活動状況	定例会等の各種会議や学校訪問などの実施状況・活動内容
評価対象	県教育振興基本計画に掲げる全ての施策[23施策]
外部評価	教育委員会が選任する外部有識者から意見聴取し、評価に反映

2 外部有識者選任の基本的な考え方

教育委員会の諸活動及び県教育振興基本計画の施策について、多様な観点から外部の意見を聴取するため、職種・専門分野の重複を避けるとともに、現教育委員の職種・専門分野を考慮した上で、6名程度の有識者を選任する。

＜優先する有識者の分野＞

- ・ 教育学関係（大学教授等）
- ・ 高校教育関係（高等学校長経験者等）
- ・ 特別支援教育関係（特別支援学校長経験者等）
- ・ 文化及びスポーツ関係
- ・ 生涯学習関係
- ・ 企業 等

3 外部有識者の役割

教育委員会が作成する「点検・評価」（素案）に対して提言を行う。

- ・ 各施策の取組状況等からみた分析への意見
- ・ 各施策の今後の方向性についての意見 など

4 今後のスケジュール

6月28日 定例教育委員会に「点検・評価」（素案）を提出

7月上旬 教育委員の意見のとりまとめ

7月上旬 外部有識者に「点検・評価」（素案）を送付し個別に訪問して説明

7月下旬 「点検・評価」に関する外部有識者会議

→ 外部有識者の意見のとりまとめ → 「点検・評価」への反映

※ 参加対象：教育委員（オブザーバー）、関係課担当リーダー 等

8月中旬 「点検・評価」に係る協議会

※ 参加対象：教育委員、関係課長 等

8月30日 定例教育委員会に「点検・評価」を付議

9月中旬 県議会に報告

10月上旬 ホームページにより外部に公表